

調査の概要

1 調査の目的

我が国の全産業分野における事業所及び企業の経済活動の実態を全国及び地域別に明らかにするとともに、事業所及び企業を調査対象とする各種統計調査の精度向上に資する母集団情報を得ることを目的としています。

2 調査の期日

平成 24 年 2 月 1 日現在によって実施しました。

3 調査の対象

以下に掲げる事業所を除くすべての事業所及び企業が対象です。

- ・国・地方公共団体の事業所
- ・日本標準産業分類大分類 A－農業，林業に属する個人経営の事業所
- ・日本標準産業分類大分類 B－漁業に属する個人経営の事業所
- ・日本標準産業分類大分類 N－生活関連サービス業，娯楽業のうち、小分類 792－家事サービス業に属する事業所
- ・日本標準産業分類大分類 R－サービス業（他に分類されないもの）のうち、中分類 96－外国公務に属する事業所

4 調査の方法

ア 調査員調査

単独事業所企業については、調査員が事業所に伺い、調査票への記入依頼、調査票等の配布・回収を行いました。

イ 直轄調査

複数の事業所を有する企業については、行政機関が調査票を直接、郵送により配布し、郵送（紙・電子媒体）で回収する方法、又はインターネットで調査票を回収しました。

5 調査の流れ

調査は、「調査員調査」及び「直轄調査」の 2 種類からなっています。

調査員調査は、単独事業所及び新設事業所の調査事業所を、直轄調査は、支社を有する企業及び特定の単独事業所の調査事業所を対象として、それぞれに次に示す流れで実施しました。

ア 調査員調査

総務大臣・経済産業大臣－都道府県知事－市町村長－指導員－調査員－調査事業所

イ 直轄調査

総務大臣・経済産業大臣－調査事業所

総務大臣・経済産業大臣－都道府県知事－調査事業所

総務大臣・経済産業大臣－都道府県知事－市長－調査事業所

6 調査事項

各調査票により、以下の事項を調査しました。

- 一 名称及び電話番号
- 二 所在地
- 三 事業所の移転及び名称変更の有無
- 四 開設時期
- 五 経営組織
- 六 協同組合の種類
- 七 学校及び学校教育支援機関の種類
- 八 政治・経済・文化団体及び宗教団体の団体種類
- 九 単独事業所・本所・支所の別並びに本所の名称及び所在地
- 十 本所か否か
- 十一 支所の数
- 十二 事業の内容
- 十三 事業所の形態
- 十四 管理・補助的業務の種類
- 十五 従業者数
- 十六 電子商取引の有無及び割合
- 十七 設備投資の有無及び取得額
- 十八 自家用自動車の保有台数
- 十九 土地及び建物の所有の有無
- 二十 資本金又は出資金、基金の額及び外国資本比率
- 二十一 決算月
- 二十二 売上（収入）金額若しくは経常収益又はその割合
- 二十三 販売額が多い部門、商品名及び仲立手数料又は修理料収入の有無
- 二十四 本支店間移動の割合
- 二十五 物品賃貸業のレンタル年間売上高、リース年間契約高及び物件別割合
- 二十六 相手先別収入割合
- 二十七 費用
- 二十八 リース契約による契約額及び支払額
- 二十九 有形固定資産
- 三十 生産数量及び生産金額
- 三十一 製造品在庫額
- 三十二 半製品及び仕掛品の価額並びに原材料及び燃料の在庫額
- 三十三 製造品出荷数、製造品出荷額、製造品名及び製造品在庫数
- 三十四 加工賃収入額、賃加工品名及び製造業以外の収入額
- 三十五 酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税の合計額
- 三十六 直接輸出額の割合
- 三十七 主要原材料名
- 三十八 工業用地及び工業用水

三十九	作業工程
四十	商品手持額
四十一	小売販売額の商品群別割合
四十二	小売販売額の商品販売形態別割合
四十三	セルフサービス方式の採用
四十四	売場面積
四十五	営業時間
四十六	施設又は店舗の形態
四十七	チェーン組織への加盟
四十八	業態別工事種類
四十九	建設業許可番号
五十	宿泊業の収容人数及び客室数
五十一	取扱件数、公開本数、入場者数、利用者数及び受講生数
五十二	同業者との契約割合
五十三	信用事業又は共済事業の実施の有無

7 結果の利用

調査の結果は、次のような各種の行政資料などに広く利用される予定です。

- ・ 各種法令に基づく利用
地方消費税の清算及び市町村への交付の際の算定基準
- ・ 行政上の施策への利用
経済政策、環境政策、雇用政策、中小企業政策などの各種政策の基礎資料
- ・ 地方公共団体における利用
産業振興政策、交通計画策定、経営改善指導などの基礎資料
- ・ 経済指標への活用
GDP や各種指数等の基礎資料
- ・ 民間企業、各種団体での利用
経営計画、出店計画などの基礎資料

用語の解説

1 事業所

経済活動が行われている場所ごとの単位で、原則として次の要件を備えているものをいう。

- 1) 一定の場所（1 区画）を占めて、単一の経営主体のもとで経済活動が行われていること。
- 2) 2. 従業者と設備を有して、物の生産や販売、サービスの提供が継続的に行われていること。

民営事業所

国及び地方公共団体の事業所を除く事業所をいう。

出向・派遣従業者のみの事業所

当該事業所に所属する従業者が 1 人もおらず、他の会社など別経営の事業所から出向又は派遣されている人のみで経済活動が行われている事業所をいう。

事業内容等の不詳事業所

事業所として存在しているが、記入不備等で事業内容等が不明の事業所をいう。

2 従業者

平成 24 年 2 月 1 日現在で、当該事業所に所属して働いている全ての人をいう。したがって、他の会社などの別経営の事業所へ出向又は派遣している人も含まれる。一方、当該事業所で働いている人であっても、他の会社などの別経営の事業所から出向又は派遣されているなど、当該事業所から賃金・給与(現物給与を含む。)を支給されていない人は従業者に含めない。

なお、個人経営の事業所の家族従業者は、賃金・給与を支給されていなくても従業者としている。

個人業主

個人経営の事業主で、実際にその事業所を経営している人をいう。

なお、個人業主は個人経営の事業所に必ず一人である。

無給の家族従業者

個人業主の家族で、賃金・給与を受けずに、事業所の仕事を手伝っている人をいう。

家族であっても、実際に雇用者並みの賃金・給与を受けて働いている人は、「常用雇用者」又は「臨時雇用者」に含まれる。

有給役員

法人、団体の役員(常勤、非常勤は問わない。)で、役員報酬を受けている人をいう。

重役や理事などであっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き、一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は、「常用雇用者」に含まれる。

常用雇用者

事業所に常時雇用されている人をいう。

期間を定めずに雇用されている人若しくは 1 か月を超える期間を定めて雇用されている人又は平成 23 年 12 月と平成 24 年 1 月にそれぞれ 18 日以上雇用されている人をいう。

- ・ 正社員・正職員

常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人をいう。

- ・ 正社員・正職員以外

常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人以外で、「契約社員」、「嘱

託」、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれに近い名称で呼ばれている人をいう。

臨時雇用者

常用雇用者以外の雇用者で、1 か月以内の期間を定めて雇用されている人又は日々雇用されている人をいう。

他への出向・派遣従業者数

従業者のうち、いわゆる労働者派遣法にいう派遣労働者、在籍出向など当該事業所に籍がありながら、他の会社など別経営の事業所で働いている人をいう。

3 他からの出向・派遣従業者

労働者派遣法にいう派遣労働者、在籍出向など出向元に籍がありながら当該事業所に来て働いている人をいう。

4 事業従事者

当該事業所で実際に働いている人をいう。

「従業者」から「他への出向・派遣従業者数」を除き、「他からの出向・派遣従業者数」を含めて「事業従事者」とする。

5 従事者

従業者とは、調査日現在、当該事業所に所属して働いている全ての人をいいます。したがって、他の会社や下請先などの別経営の事業所へ派遣している人も含まれます。

一方、当該事業所で働いている人であっても、他の会社や下請先などの別経営の事業所から派遣されているなど、当該事業所から賃金・給与（現物給与を含む。）を支給されていない人は従業者に含めません。

なお、個人経営の事業所の家族従業者は、賃金・給与を支給されていなくても従業者としました。

個人業主

個人経営の事業所で、実際にその事業所を経営している人をいいます。

無給の家族従業者

個人業主の家族で、賃金・給与を受けずに、事業所の仕事を手伝っている人をいいます。

家族であっても、実際に雇用者並みの賃金・給与を受けて働いている人は、「常用雇用者」又は「臨時雇用者」に含めます。

有給役員

有給役員とは、法人、団体の役員（常勤、非常勤は問わない。）で、給与を受けている人をいいます。

重役や理事などであっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き、一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は、「常用雇用者」に含めます。

常用雇用者

事業所に常時雇用されている人をいいます。

期間を定めずに雇用されている人若しくは1 か月を超える期間を定めて雇用されている人又は平成21年5月と6月にそれぞれ18日以上雇用されている人をいいます。

正社員・正職員

常用雇用者のうち、一般に「正社員・正職員」などと呼ばれている人をいいます。

正社員・正職員以外

常用雇用者のうち、一般に「正社員・正職員」などと呼ばれている人以外で、嘱託、パートタイマー、アルバイト又はそれに近い名称と呼ばれている人をいいます。

臨時雇用者

常用雇用者以外の雇用者で、1か月以内の期間を定めて雇用されている人又は日々雇用されている人をいいます。

派遣従業者

従業者のうち、いわゆる労働者派遣法でいう派遣労働者のほかに、在籍出向など当該事業所に籍があるながら、他の会社など別経営の事業所で働いている人をいいます。

6 事業従事者

当該事業所で実際に働いている人をいいます。

「従業者」から別経営の事業所への「派遣従業者」を除き、「別経営の事業所からの派遣従業者」を含めて「事業従事者」とします。

7 事業所の開設時期

会社や企業の創業時期ではなく、当該事業所が現在の場所で事業を始めた時期をいいます。

8 本所・支所の別

単独事業所

他の場所に同一経営の本所（本社・本店）や支所（支社・支店）を持たない事業所をいいます。

本所（本社・本店）

他の場所に同一経営の支所（支社・支店）などがあって、それらの全てを統括している事業所をいいます。本所の各部門が幾つかの場所に分かれているような場合は、社長などの代表者がいる事業所を本所とし、他は支所としています。

支所（支社・支店）

他の場所にある本所（本社・本店）の統括を受けている事業所をいいます。上位の事業所の統括を受ける一方で、下位の事業所を統括している中間的な事業所も支所とします。

支社・支店のほか、営業所、出張所、工場、従業者のいる倉庫、管理人のいる寮なども含まれます。

9 企業等

事業・活動を行う法人（外国の会社を除く）及び個人経営の事業所をいいます。

個人経営であって同一の経営者が複数の事業所を経営している場合は、それらはまとめて一つの企業等となります。

具体的には、会社企業、会社以外の法人及び個人経営で本所と支所を含めた全体をいいます。

単独事業所の場合は、その事業所だけで企業等となります。

会社企業

経営組織が株式会社（有限会社を含む）、合名会社、合資会社、合同会社及び相互会社で、本所と支所を含めた全体をいいます。

単独事業所の場合は、その事業所だけで会社企業となります。

10 企業産業分類

企業単位の産業分類で、支所を含めた企業全体の主な事業の種類（企業全体の過去1年間の総収入額又は総販売額の最も多いもの）により分類しています。

なお、分類区分は、事業所の産業分類区分と同一です。

11 資本金額

株式会社（有限会社を含む）については資本金の額、合名会社、合資会社及び合同会社については出資金の額、相互会社については基金の額をいいます。

12 決算月

該当する本決算月全てをいいます。なお、仮決算や中間決算は含めません。

13 持株会社

会社の総資産に対する子会社の株式の取得価格の合計が50%を超える会社をいいます。

純粋持株会社

自らは独自に事業を行わず、株式保有によって子会社を支配することを事業とする会社のことをいいます。なお、「金融持株会社」も「純粋持株会社」に含まれます。

事業持株会社

自らも事業を行い、株式保有によって子会社を支配することを事業とする会社のことをいいます。

14 親会社・子会社

親会社

当該会社の議決権を、50%を超えて直接所有している会社をいいます。

ただし、50%以下であっても、当該会社を子会社とする連結財務諸表が作成されている場合は、当該連結財務諸表において当該会社の直近上位に位置する会社を親会社とします。

子会社

当該会社が50%を超える議決権を所有する会社をいいます。

また、子会社あるいは当該会社と子会社の合計で50%超の議決権を所有している会社も含みます。

ただし、50%以下であっても、当該会社の連結財務諸表の対象となる場合は、その会社を含みます。

15 企業類型

会社企業を構成している事業所により次の2類型に区分しています。

単一事業所企業

単独事業所の企業をいいます。

複数事業所企業

国内にある本所と国内又は国外にある支所で構成されている企業をいいます。